

11月は「過労死等防止啓発月間」です

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

安全衛生に関する優良事業場等を表彰しました（10月8日）

9月21日から求職者のオンライン応募が始まりました

「高校生JOBフェア」を開催します

（魅力ある職場紹介）静岡県信用保証協会

オンライン（ZOOM）による個別相談会を開催します

「一般事業主行動計画策定等の義務」の対象事業主が拡大されます

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

静岡県の労働災害発生状況（令和3年9月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和3年8月）



十里木高原

11月は「過労死等防止啓発月間」です（1週目は「過重労働相談受付集中週間」です）

「過労死等防止啓発月間」の主な取組

- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します
日時：11月4日（木）13：30～15：30
会場：静岡市民文化会館（大会議室）
- 「過重労働解消キャンペーン」を実施します
 - 県内の労使団体に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について協力要請を行います
 - 労働局長によるベストプラクティス企業への訪問を実施します
 - 長時間労働が疑われる企業などへの重点監督を実施します
 - 長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する電話相談（無料）を実施します
日時：11月6日（土）9：00～17：00
電話：フリーダイヤル 0120（794）713
- 過重労働解消のためのセミナーを開催します



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

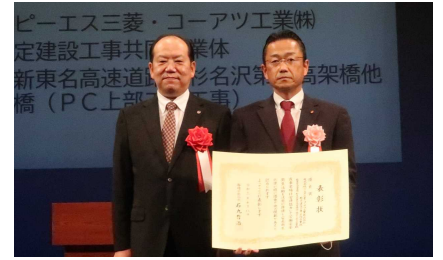
詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。



安全衛生に関する優良事業場等を表彰しました（10月8日）

令和3年10月8日、グランシップにおいて、静岡県産業安全衛生表彰式が行われました。当日、静岡労働局長表彰を受賞された事業場は以下のとおりです。おめでとうございます。

優良賞	株式会社ピーエス三菱・コーアツ工業株式会社特定建設工事共同企業体 様 (新東名高速道路杉名沢第二高架橋他1橋(PC上部工)工事)
奨励賞	京浜金属工業株式会社 本社 様
	タカラストANDARD株式会社 三島工場 第一工場 様
	東海道本線袋井・磐田間新駅ほか新設工事共同企業体 様 (東海道本線袋井・磐田間新駅ほか新設(1))
	東海道本線袋井・磐田間新駅ほか新設工事共同企業体 様 (東海道本線袋井・磐田間新駅ほか新設(2))
	日本モレックス合同会社 静岡工場 様



優良賞受賞者と石丸局長（左）



奨励賞受賞者の方々と石丸局長

9月21日から求職者のオンライン応募が新しく始まりました

9月21日からハローワーク求人へ応募する際は、従来のハローワークへ来所して職業紹介を利用していただく方法のほか、インターネットを通じたオンライン応募を活用し、ハローワークへ来所することなく応募する方法が可能となりました。

【ご注意ください！】

求人者マイページを開設していない事業所の求人にはオンラインハローワーク紹介及びオンライン自主応募を行うことはできません。求人者マイページ開設については下記URLを参照してください。

<https://kyujin.hellowork.mhlw.go.jp/kyujin/GEAB020020.do?screenId=GEAB020020&action=execRedirect&nextScreenId=GEAB010010>

オンラインハローワーク紹介は、ハローワークで求職登録をした上で求職者マイページを開設した場合のみ利用できます。しばらく職業相談を実施していない求職者の方など、求人との適合性が確認できない場合は、オンラインハローワーク紹介での紹介を希望した場合も対応できないことがあります。またオンライン自主応募はハローワークの職業紹介ではないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等や助成金の対象となりません。オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人者マイページから設定が必要です。

詳細は、下記の厚生労働省のホームページをご覧くださいか、最寄りのハローワーク求人部門までお問合せください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html



「高校生JOBフェア」を開催します

静岡新卒者等人材確保推進本部（静岡労働局・ハローワーク・静岡県等）主催により、2022年3月卒業予定の高校生及び卒業後概ね3年以内の求職者等を対象とした就職面接会を以下のとおり開催いたします。

このフェアでは、高校生等を中心とした求職者が企業ブースを自由に訪問し、企業担当者と面談し、企業の概要や募集内容の説明、応募のための事前面接、その他情報交換が可能です。各会場70社の企業が参加します。

企業募集は、9月22日（水）から静岡県ホームページ「しずおか就職net」

https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_initDisplay.action

にて受付しています。また、ハローワークによる相談ブースも設置しております。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/syokuan/gakusotsu01.html>



【開催日時及び場所】

○東部会場（沼津市）

日時：令和3年11月9日（火） 13:30～16:00 場所：キラメッセ沼津 多目的ホール

○中部会場（静岡市）

日時：令和3年11月15日（月） 13:30～16:00 場所：グランシップ 大ホール・海

○西部会場（浜松市）

日時：令和3年11月11日（木） 13:30～15:30 場所：アクトシティ浜松 展示イベントホール



魅力ある職場紹介

「働きやすく」「元気な」県内企業をご紹介します！

静岡県信用保証協会

子育てサポート企業として「くるみん」認定



【プロフィール】

所在地：静岡市葵区

社員数：188名（男性120人 女性68人）

事業概要：中小企業が金融機関から事業融資を受ける際に、公的な保証人として借入をサポートするとともに、金融機関等と連携して企業の創業支援や経営改善等、様々な支援を行う



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、基準を満たした「子育てサポート企業」として、令和2年7月に厚生労働大臣の認定を受けました。

さらなるワーク・ライフ・バランスの充実にに向けた現在の取組について、総務部経営管理課本田様に伺いました。

○妊娠・出産・育児にかかる制度の拡充○

小学校に入学すると学童保育の預かり時間が保育園より早い時間に終わってしまうため、小学生の子供をもつ職員から短時間勤務を利用したい声が多く上がりました。そこで、小学4年の始期に達するまでの育児短時間勤務制度を導入し現在13名の職員が利用しています。子育て世代が働き続けられるようになり好評です。また、職員が休んだ場合のフォロー体制が整備されているため、子の看護休暇（5日まで有給）も気兼ねなく取得できます。

○アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をテーマにした研修の実施○

平成27年の職種区分一本化を機に全ての職員が総合職となり、女性職員も意欲や能力に応じた業務に従事するようになりました。以降、女性職員の主体性が高まり、女性職員が企画した研修会や意見交換会を毎年実施しています。令和2年度は、無意識のうちに持っている偏見や思い込みを自覚し、性別や経歴等にとらわれず、誰もがイキイキと活躍できるようにと、「アンコンシャス・バイアス」をテーマに、女性職員5名が講師を務め研修会を実施しました。今後もこのような研修を通じて、女性職員のキャリアアップと、誰もが活躍できる働きやすい職場づくりを進めます。

オンライン（ZOOM）による個別相談会を開催します

「パートタイム・有期雇用労働法」が、令和3年4月1日から中小企業も含めて全面適用され、正社員と短時間・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されています。

「女性活躍推進法」が改正され、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が常時雇用労働者数101人以上の事業主に拡大されます。

「労働契約法」の無期転換申込み権が規定されてから、8年が経過します。無期転換前後の制度を整備する必要があります。

上記3つの法律に係る効率的な支援ができるよう、オンライン形式（ZOOM）により個別相談会を開催

実施期間：令和3年10月20日（水）～令和4年3月10日（木）まで

○開催日程・申込み方法及び締切等につきましては下記をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou/partyuukionlinesetsumikai_00007.html



「一般事業主行動計画策定等の義務」の対象事業主が拡大されます！

改正女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等の義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主へ拡大されます。雇用環境・均等室では施行日における履行確保のため、改正女性活躍推進法に関する説明会や、オンライン個別相談会を開催しております。下記のURLから申込用紙をダウンロードし、FAXでお申し込みください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou/2410033_00003.html

施行前	施行後	施行日
下記(1)～(4)の取組が 努力義務		
(1)自社の女性の活躍に関する状況把握, 課題分析 (2) 1つ以上の数値目標 を定めた行動計画の策定, 社内周知, 公表 (3)行動計画を策定した旨の労働局への届出 (4)女性の活躍に関する 1項目以上の情報公表	左記が 義務	令和4年 (2022年) 4月1日

また、本年度中に上記のお取組を行っていただく上でご不明な点等がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

お問合せ先：静岡労働局雇用環境・均等室 Tel 054-252-5310



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。
～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

働き方改革特設サイトはこちら
→<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/salaried.html>



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を、活用すれば休暇の分散化にもつながります。

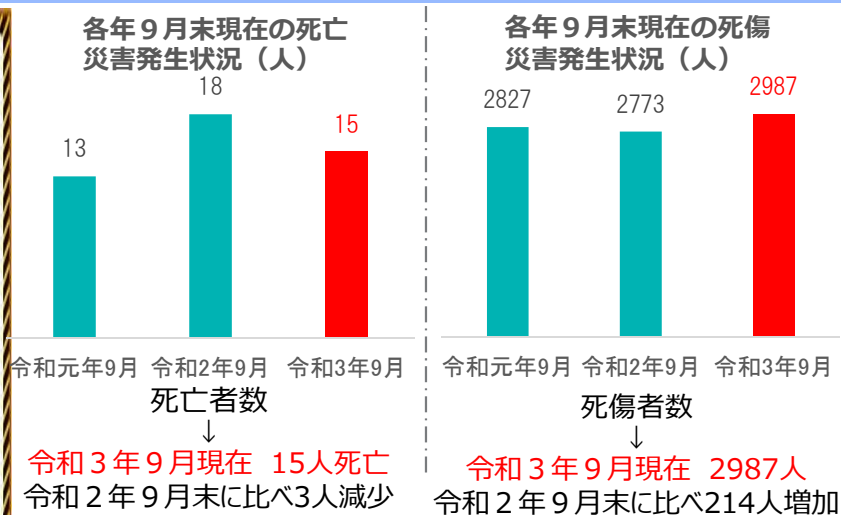
10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

令和3年静岡県内の労働災害発生状況（令和3年9月末現在）

労災死亡事故多発警戒
発令中！

直近1か月において6人が死亡

労働災害を防止するため、適切・確実な安全衛生管理を徹底してください。

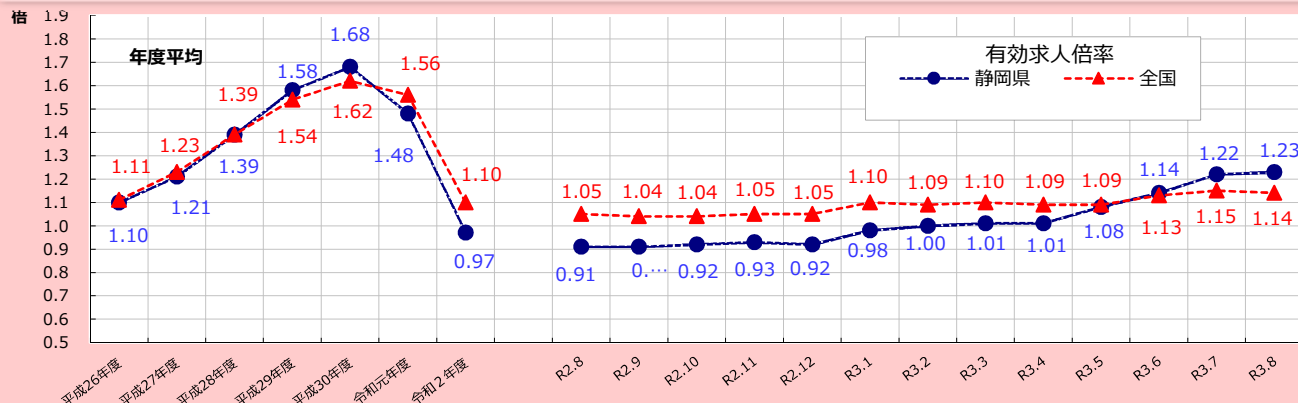


静岡県有効求人倍率（令和3年8月）

<雇用情勢の概況>

県内の雇用情勢は、改善が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.23倍(全国28位)となり、前月を0.01ポイント上回った。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216 <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>